

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言及び研修のあり方～

平成25年度第2回委員会において、登録政治資金監査人については、これまでに一定程度の人数の確保が果たしてきたところであり、政治資金監査制度は安定的に運用されていると考えられるが、登録政治資金監査人や総務省・都道府県選挙管理委員会に対する調査の結果等も踏まえると、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階にあり、具体的には、登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方として、個別の登録政治資金監査人に対する対応及びその枠組み（課題1）並びに従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等の内容及び実施方法の見直し（課題2）の必要が示されたところである。

【課題1】

登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについて

これまでの議論

平成24年度第6回委員会の議題「平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（都道府県選挙管理委員会分）について」において、記載例から逸脱した政治資金監査報告書が散見される旨が示された。これを踏まえ、平成25年度第2回委員会においては、そのような政治資金監査報告書が提出された場合等に有効な指導・助言方法が確立されていないことによりどのように対応するかについて検討した。

具体的な対応策としては、政治資金適正化委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を新たに行うことを念頭に、以下の点について検討を行った。

第一に、個別の指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるため、総務省及び都道府県選管の報告を求めるための基準のようなものを設定する必要がある、その具体的内容や法的な位置付け等について検

討を要することが示された。

次に、政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人へのアプローチとして、総務省及び都道府県選挙管理委員会から会計責任者を通じて登録政治資金監査人に伝達する方法のほか、総務省及び都道府県選挙管理委員会から当委員会に連絡をしてもらい、委員会から個別に登録政治資金監査人に指導を行う方法が示された。

これに対して、各委員からは以下のような意見が示された。

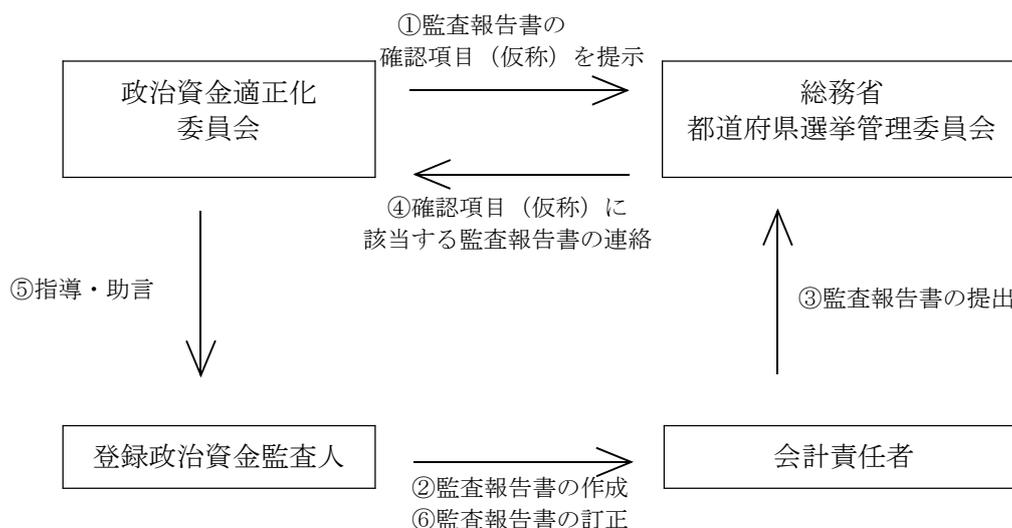
- ・ 政治資金監査報告書の新たな基準と既存の政治資金監査報告書チェックリストはどのような関係にあるのか。
- ・ 新たな基準が記載例を逸脱した政治資金監査報告書の提出を助長し、読み手の混乱につながる恐れがあるのではないか。
- ・ 基準というコンクリートなものよりも、具体の事例への対応を積み重ねていくのではないか。
- ・ 選挙管理委員会の形式審査における政治資金監査報告書の修正を求める基準は、最低限守るべきものを示した方が分かりやすいのではないか。
- ・ 具体的にどのような基準を定めることができるのか。内容次第では選挙管理委員会に過度の事務負担を生じさせるのではないか。
- ・ 内容のイメージを示してほしい。

検討

これまでの議論を踏まえ、総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告を求めるための確認項目（仮称）について検討する。

確認項目（仮称）の内容には、政治資金監査報告書の記載状況及び政治資金監査の実施状況について形式的に確認可能な項目が含まれると考えられる。

確認項目（仮称）に該当があるものとして総務省及び都道府県選挙管理委員会から報告を受けると、政治資金適正化委員会は、当該政治資金監査報告書を作成した又は当該政治資金監査を行った登録政治資金監査人に対し、必要に応じて指導・助言を行うこととする。



○法的な位置付けについて

- 政治資金適正化委員会が、所掌事務である登録政治資金監査人に対する政治資金監査の適確な実施についての必要な指導及び助言（19条の30）を遂行するため、第19条の35に基づき総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会に対し、必要な協力を求めるものと整理できるか。

政治資金規正法（昭和二十三年七月二十九日法律第百九十四号）

（資料の提供その他の協力）

第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 （略）

○内容について

案1 政治資金監査報告書チェックリストの内容を踏まえたもの

- 既存の政治資金監査マニュアル等との整合性の面でわかりやすい。
- 政治資金監査対象書類のうち、明細書及び1件1万円以下の領収書等などは収支報告書とあわせて提出する対象とされていないため、総務省及び都道府県選挙管理委員会においては、「2 監査の結果」の

(1) 及び(3)について、政治資金監査報告書チェックリストに従って保存を確認した書類又は収支報告書の支出の状況を表示する書類のみが記載されていることを確認するのは不可能である。

- 政治資金監査報告書チェックリストは登録政治資金監査人が用いるものとして作成されているため、一定の制約があることには留意が必要である。例えば、政治資金監査報告書の一言一句まで確認する構成にはなっていないため、記載例どおりに完璧に書かれていることまでを担保するものではない。また、他事記載についても確認項目(仮称)に含まれていない。
- 現在の実務よりは確認する事項が多く、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務増につながる可能性が高い。
- 政治資金監査報告書チェックリストの項目のうち確認可能なもの全てについて総務省及び都道府県選挙管理委員会で確認を行うのは、政治資金監査報告書の作成に際し登録政治資金監査人が行う確認作業の繰り返しである。このように同じ作業が必要になるとすれば、高い能力と識見を有する職業的専門家が行うこととされている政治資金監査の基本的性格を問われることにもつながりかねないのではないか。
- この確認項目(仮称)に基づいて発見される事例には、ケアレスミスなど比較的軽微な誤りも含まれうると考えられるが、これらについても総務省及び都道府県選挙管理委員会から報告を求める対象とするのが適当か。

案2 政治資金監査報告書がどの記載例によっているか明らかであることを確認するもの(現在の実務を参考としたもの)

- 現行の業務と概ね同レベルであることから、総務省及び都道府県選挙管理委員会の負担を増やさずに実施することが可能である(ただし全ての都道府県選挙管理委員会がこのレベルで形式審査を行っているかどうかは不明)。
- 既に示されているマニュアル等に依拠した内容ではないことから、何故このような内容の確認項目(仮称)を設定するのかの説明が必要である。
- この確認項目(仮称)に基づいて発見される事例には、ケアレスミスなど比較的軽微な誤りも含まれうると考えられるが、これらについ

ても総務省及び都道府県選挙管理委員会から報告を求める対象とするのが適当か。

案3 政治資金監査報告書の基本的な構成が記載例によっていることを確認するとともに、政治資金監査の実施状況についても確認するもの。

- ・ 政治資金監査報告書に関する確認は基本的な構成に係る項目にとどめた上で、政治資金監査の実施状況についても確認を行うもの。
- ・ 収支報告書を作成するのは会計責任者の責任であるが、収支報告書について総務省及び都道府県選挙管理委員会が不備を指摘された項目のうち、本来であれば政治資金監査の中で発見されるべきであったものについては、登録政治資金監査人がマニュアルに従って適切に政治資金監査を行っていない可能性があり、個別の指導・助言の対象とすることが適当ではないか。
- ・ 一方、形式的に確認可能な項目全てについて、総務省及び都道府県選挙管理委員会が確認を行うのは、政治資金監査に際し登録政治資金監査人が行う確認作業の繰り返しである。このように同じ作業が必要になるとすれば高い能力と識見を有する職業的専門家が行うとされている政治資金監査の基本的性格を問われることにもつながりかねないのではないか。そこで、まずは形式的に整った収支報告書とされる前提であり、政治資金監査の中でも確認することとされている収支報告書の表計が合っていないものについて、総務省及び都道府県選挙管理委員会に報告を求めてはどうか。

(案1～3に係る留意点)

- ・ 確認項目（仮称）については、実施状況や登録政治資金監査人及び総務省・都道府県選挙管理委員会の意見等を踏まえて、適宜見直しを行う必要があるか。
- ・ 政治資金監査報告書及び収支報告書に関する形式的な確認は、既に実務として一定の範囲で行われているものではあるが、策定する確認項目（仮称）が現在行われている確認の範囲のものであるとしても、政治資金適正化委員会に対する報告については、総務省及び都道府県選挙管理委員会にとって新たな事務負担となることから、その実施方法等について十分な検討が必要である。

- また、総務省及び都道府県選挙管理委員会から報告を受けた際の取扱いとして、①当委員会において具体的にどのように検討を行うのか、②個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言をどのように行うのか、の2点について、今後検討の必要がある。

【課題 2】

登録政治資金監査人に対する研修等のあり方について

現状

登録政治資金監査人は、政治資金監査の実務に携わる際に、あらかじめ政治資金監査に関する研修（以下「登録時の研修」という。）を受け、これにより政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識を修得するものとされている（政治資金規正法第19条の27）。

しかし、当初の一度きりの研修だけでは修得できる内容に限りがあることや、ややもすれば時の経過とともに登録時の研修で修得した政治資金監査に係るノウハウの劣化などが懸念されることから、登録政治資金監査人から継続的な研修の実施の要望があったことも踏まえ、委員会の議論を経て平成22年度よりフォローアップ説明会を実施してきたところである。

フォローアップ説明会の年度ごとの開催・参加状況は以下のとおりである。

年 度	登録者数	登録者のうち 研修修了者数	開催実 施回数	フォローアップ 説明会参加者数
H22年度	3, 869人	3, 746人	10回	966人
H23年度	4, 087人	3, 966人	13回	1, 142人
H24年度	4, 279人	4, 180人	15回	1, 080人
H25年度	4, 323人	4, 200人	17回	255人 (1, 493人)

※平成22年度から24年度までは年度末現在の人数

※平成25年度は平成25年8月16日現在の人数（カッコ内は参加予定者数）

各年度において、フォローアップ説明会を受講した登録政治資金監査人

は概ね1,000人程度（全体の3割弱）であり、また、登録後一度もフォローアップ説明会に参加したことがない登録政治資金監査人が、2,341人（平成24年度末現在）存在する。

これまでも開催回数の増加、未開催地における開催、夜間開催等、登録政治資金監査人がフォローアップ説明会により出席しやすくするための取組みを行ってきたところであるが、政治資金監査の質の向上に果たすフォローアップ説明会の重要性に鑑みると、さらなる取組みが求められるものである。

（なお、総務省主催の研修のほか、日本税理士会連合会主催の研修が行われており、政治資金適正化委員会事務局も協力を行っているところ）

検討

（1）フォローアップ説明会の内容の充実

これまでフォローアップ説明会は、以下の構成により、全国で同一のテキストにより同一の内容で行ってきたところである（テキストは説明会不参加者にも送付）。

- I. 年度ごとのトピックス（マニュアル改定、省令改正等）
- II. 政治資金収支報告の概要について
- III. 収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について
- IV. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について
- V. 参考資料

制度改正等を踏まえた年度ごとのトピックスや実務上の留意点に係る説明は今後も必要なものと考えられるが、制度開始から約5年が経過し、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で差が生じていることも踏まえると、ニーズは多様化していると考えられることから、

複数の内容の説明会の実施を検討すべきではないか。

また、内容の充実を図るとあわせて、名称も研修としてはどうか。

なお、フォローアップ説明会の参加者を対象に行ったアンケートでは、今後受講してみたい内容として以下のものが挙げられている。

- ① 登録時の研修又はそのダイジェスト版
- ② 政治資金監査に関する研修テキストのマニュアル部分以外（グレーの背景部分）についての説明の充実
- ③ 政治資金規正法の説明の充実
- ④ 公職選挙法の説明の追加
- ⑤ 政治資金適正化委員会事務局職員との意見交換会の実施

【参考】 平成25年度政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会
(8月8日開催分まで) アンケート集計表

(問) 来年度以降のフォローアップ説明会において、受講したい内容等をお聞かせください。(回答者数219人)

希望する受講内容	回答数 (割合)
① 登録時の研修ダイジェスト版	67人 (30.6%)
② マニュアル以外の記述部分	104人 (47.5%)
③ 政治資金規正法	101人 (46.1%)
④ 公職選挙法	58人 (26.5%)
⑤ 政治資金適正化委員会事務局との意見交換会	32人 (14.6%)
⑥ その他	5人 (2.3%)

※回答は二つまで選択可能としている。

また、【課題1】の登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組みを通じて、実務上の留意点に係る説明については、より具体的な実例を踏まえて充実した内容の説明を行うことができるようになるものと期待される。

なお、見直しの検討にあたっては、予算・人員等の制約により単に説明会等の回数を増やすことは困難であり、現行形式の説明会とバランスを図る必要があることに留意が必要である。

(2) フォローアップ説明会への参加の促進

政治資金監査の質の向上のためには、政治資金監査及び政治資金制度に対する正確な知識の保持と、制度改正等に伴う知識の更新が不可欠であると考えられるが、現在、フォローアップ説明会に参加する登録政治資金監査人の割合は、毎年全体の3割弱であり、また、半数以上の登録政治資金監査人は、登録時の研修以降これまで一度も説明会に参加したことがない状況である。

フォローアップ説明会への参加の促進、特にこれまで参加したことのない登録政治資金監査人に対する働きかけとして、例えば以下のような取組みが考えられるのではないか。

- ① 全ての登録政治資金監査人に対する政治資金適正化委員会委員長名の文書の送付（実施済み）
- ② フォローアップ説明会に参加しない登録政治資金監査人に対する参加を促す文書の送付等
- ③ フォローアップ説明会の内容の多様化（（1）参照）
- ④ 一定年数ごとの研修受講の義務化
- ⑤ 士業団体との協力（具体的な協力のあり方については今後検討）